ロ　他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1)　自己の役員

(2)　自己の業務を執行する役員

(3)　自己の使用人

(4)　(1)から(3)までに掲げる者であつた者

ハ　自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。次号において同じ。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。次号において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ　その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合。この場合において、他の会社等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合及び特定組合類似団体であるときは、資金調達額の総額に対する自己が行う融資の額の割合を考慮しないものとする。

第三条の見出しを「（法第十一条第一項ただし書に規定する公正取引委員会の認可の申請）」に改める。

第四条の見出しを「（法第十一条第二項に規定する公正取引委員会の認可の申請）」に改める。

第五条の見出しを「（合併に関する計画の届出）」に改め、同条第一項中「（第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、「国内の会社にあつては様式第八号による届出書、外国会社にあつては様式第九号」を「様式第八号」に改め、同条第三項第一号中「本条」を「この項」に改め、同項第二号中「（口頭の契約である場合には、その内容を説明する文書）」を削り、同項に次の一号を加える。

五　届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの

第五条の二の見出しを「（分割に関する計画の届出）」に改め、同条第一項中「（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、「国内の会社にあつては様式第十号による届出書、外国会社にあつては様式第十一号」を「様式第九号」に改め、同条第二項中「（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、「国内の会社にあつては様式第十号による届出書、外国会社にあつては様式第十一号」を「様式第九号」に改め、同条第二項中「（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、「国内の会社にあつては様式第十号の二による届出書、外国会社にあつては様式第十一号の二」を「様式第十号」に改め、同条第四項第一号中「本条」を「この項」に改め、同項に次の一号を加える。

五　届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの

第五条の二の次に次の一条を加える。

（共同株式移転に関する計画の届出）

第五条の三　法第十五条の三第二項の規定により共同株式移転に関する計画を届け出ようとする者は、様式第十一号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2　前項の届出書は、当事者の連名で提出しなければならない。

3　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　届出会社（共同株式移転当事会社のすべてをいう。以下この項において同じ。）の定款

二　共同株式移転計画書又は共同株式移転契約書の写

三　届出会社の最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書並びに総株主の議決権の百分の一を超えて保有するものの名簿

四　共同株式移転に関し株主総会の決議があつたときには、その決議の記録の写

五　届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの

第六条の見出しを「（事業等の譲受けに関する計画の届出）」に改め、同条第一項中「（第五項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、「国内の会社から事業等の譲受けをしようとする場合にあつては様式第十二号による届出書、外国会社から事業等の譲受けをしようとする場合にあつては様式第十三号」を「様式第十二号」に改め、同条第二項第二号中「（口頭の契約である場合には、その内容を説明する文書）」を削り、同項に次の一号を加える。

五　届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの

第七条の見出しを「（届出受理書の交付等）」に改め、同条第一項中「前三条」を「第二条の六又は前四条の規定」に、「様式第十四号、様式第十四号の二、様式第十四号の三又は様式第十五号」を「様式第十三号、様式第十四号、様式第十五号、様式第十六号、様式第十七号又は様式第十八号」に改め、同条第四項中「合併、分割又は」を「株式の取得をした日又は合併、分割、株式移転若しくは」に、「様式第十六号、様式第十六号の二、様式第十六号の三又は様式第十七号による報告書」を「様式第二十五号、様式第二十六号、様式第二十七号、様式第二十八号、様式第二十九号又は様式第三十号による完了報告書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「合併、分割又は」を「株式の取得をした日又は合併、分割、株式移転若しくは」に、「第五条、第五条の二」を「第二条の六、第五条、第五条の二、第五条の三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　届出会社は、届出後株式の取得をした日又は合併、分割、株式移転若しくは事業等の譲受けの効力が生ずる日までに届出書類の記載事項に変更があつた場合（次項に規定する場合を除く。）は、遅滞なく、様式第十九号、様式第二十号、様式第二十一号、様式第二十二号、様式第二十三号又は様式第二十四号による変更報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

第八条に見出しとして「（報告等要請書又は報告等受理書の交付）」を付し、同条第一項中「第十五条第六項（法第十五条の二第七項及び法第十六条第六項」を「第十条第九項（法第十五条第三項、法第十五条の二第四項、法第十五条の三第三項及び法第十六条第三項」に、「様式第十八号、様式第十八号の二、様式第十八号の三又は様式第十九号」を「様式第三十一号、様式第三十二号、様式第三十三号、様式第三十四号、様式第三十五号又は様式第三十六号」に改め、同条第二項中「第十五条第六項」を「第十条第九項」に、「様式第二十号、様式第二十号の二、様式第二十号の三又は様式第二十一号」を「様式第三十七号、様式第三十八号、様式第三十九号、様式第四十号、様式第四十一号又は様式第四十二号」に改める。

様式第一号中「第9条第5項」を「第9条第4項」に改め、同様式の1の㊟3中「第2条第10項及び第9条第4項」を「第9条第5項」に改める。

様式第二号中「第9条第5項」を「第9条第4項」に改め、同様式の1の㊟5中「第2条第10項及び第9条第4項」を「第9条第5項」に改める。

様式第三号中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改め、同様式の1の㊟2中「第2条第10項及び第9条第4項」を「第9条第5項」に改める。

様式第四号及び様式五号を次のように改める。

様式第４号（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。）

法第10条第２項の規定による株式取得に関する計画届出書

平成　　年　　月　　日

公正取引委員会　殿

名　　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）　　印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第２項の規定により，昭和28年公正取引委員会規則第１号第２条の６第２項に掲げる書類を添え，下記のとおり届け出ます。